

知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針
の策定に関する意見書

2008年12月25日
日本弁護士連合会

内閣官房知的財産戦略推進事務局が平成20年12月1日付で意見募集を実施した「知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する意見募集」に関し、「 知的財産の保護」について、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

1 知的財産高等裁判所が創立される際に検討された、同裁判所に期待される事項及び危惧される事項について、これが現時点でどのように評価されるべきであるのかを、とりわけ、知的財産高等裁判所という特殊な裁判所制度を創出したことに基づく司法制度上の観点、及び同高等裁判所を中心とする知的財産権侵害事案の審理における運用面で知的財産権が正当に保護されているのかとの観点において、具体的に検証すべきである。

知的財産高等裁判所における取扱い事例は、決して多量ではないから、個別の事案の性格に基づく影響が強く反映すると考えられ、知的財産高等裁判所が取り扱った事案に関して種々の数値を集計するだけでは統計的に有意な事実を把握することはできないと言うべきである。

そのため、上記の検証に当たっては、知的財産高等裁判所を利用するユーザーへのアンケート等による調査、既済事件の事例分析などが必要であり、その上で、知的財産高等裁判所の司法制度としての評価及び知的財産権の正当な保護が充分であるか否かを評価すべきであると思料する。

2 知的財産権侵害訴訟の東京地方裁判所及び大阪地方裁判所への専属管轄の規定により知的財産権侵害事件を東京及び大阪に集中させたことが、他の地域に所在する特許権者に対する権利行使のコスト増大をもたらしていないか、コスト負担増が特許権の正当な権利行使を障害していないかを、現時点で検証すべきである。

3 知的財産権の保護は、民事訴訟による侵害の抑止を第一とすべきであり、刑事規制はきわめて悪質な侵害行為のみを対象とすべきである。

意見の理由

1 はじめに

当連合会は、知的財産の分野における「法の支配」を十全なものとする必要性を痛感し、平成15年5月16日、「知的財産戦略推進計画策定に関する意見」を知的財産戦略本部に提出した。続けて、平成15年6月30日、「知的財産戦略推進計画（案）に関する意見」を知的財産戦略本部に提出した。

当連合会は、知的財産の分野における「法の支配」のためには、知的財産権の保護を司る司法制度が充分に機能し、知的財産権について、迅速、公平、かつ適正手続きのもとにその正当な権利保護がなされるべきであると思料する。

2 知的財産高等裁判所の創設にあたり、平成15年当時、そのメリットとして次の3点があげられていた（平成15年12月5日、司法制度改革推進本部事務局「知的財産訴訟検討会（第14回）議事概要」添付資料2（知的財産高等裁判所（仮称）の具体的方策案についての補足説明））

技術的な専門処理体制の充実化

審理の迅速化

看板効果（アナウンスメント効果）

他方、前記の当連合会平成15年6月30日付意見書は、CACに関するレポート（Hruska レポート）の提言を紹介し、わが国における「法律上」の知的財産高等裁判所を創設する場合には、考えられる問題点として慎重な配慮が必要である旨指摘している。

裁判官の視野が極めて狭いものとなってしまう

裁判官が自らの政策的意見を判決に反映させる可能性がある

地域毎の差異についての視野が狭くなる

裁判官の任用に際して特定の利益団体の影響を受ける可能性がある等の理由から、特別の分野についての控訴事件を専属的に審理する特別裁判所的なものを創設することは望ましくない

また、中山信弘教授の本部員としての平成15年12月17日発言（第6回知的財産戦略本部議事録）で、知的財産高等裁判所の創設に関連して、次のような問題が指摘された。

特許裁判所は弊害が大きいとしてCACが作られた経緯がある

職分管轄を含め極めて使い勝手の悪い制度になる可能性がある

司法制度・裁判制度全般に関わる問題として議論を尽くす必要がある

3 以上のような検討を経て、知的財産高等裁判所が創設されたのであるが、

現時点で、知的財産高等裁判所が、初期のメリットを実現しているのか否か、また、司法制度としての知的財産高等裁判所について、上記の危惧された諸点が杞憂であったのか否か、現時点で改めて検証・評価する必要がある。

特に、適正手続きのもとに、知的財産権がその保護法制の制度趣旨に添つて適正に審理され、結論に至っているのか、換言すると、知的財産権法制のもとにおける法に基づく紛争解決という司法裁判所の使命が貫徹されているのかという検証が不可欠である。なお、当連合会が従前から意見を表明しているとおり、知的財産権侵害訴訟は、知的財産権を取り扱うにしても民事紛争案件であって法曹資格を有する裁判官による民事紛争案件として適正に審理されることが必要であることは多言を要しない。従って、かかる検証は、法曹資格を有する裁判官による審理を大前提とした上でるべき司法手続きという観点を落としてはならないものであることを付言する。

そして、知的財産高等裁判所を中心とする知的財産権侵害訴訟事件が、現状において、その運用上、知的財産権が正当に保護されているのかとの観点において、具体的に検証すべきである。

今回の意見募集にあたって、知的財産による競争力強化専門調査会（平成20年度第3回）（第8回）議事において参考資料としてあげられた資料1（これまで講じてきた施策の概要及び現状）及び資料2（政策レビュー及び第3期の知的財産戦略の在り方について）中には、たとえば、特許権関係民事通常事件の和解件数（地裁）（図表21）、特許権侵害訴訟（地裁）の判決の動向（図表19）、などの統計資料が掲載され、また同侵害訴訟において特許権が無効となる割合、新受件数の推移などに言及されているが、年間の特許権関係民事通常事件の年間新受件数が140件ないし210件程度であって、その母数が少数であるためにこれらを集計しても統計的に有意な事実を導き出すことは到底できないから、これら集計結果によって軽々に議論することは避ける必要があると言うべきである。勝訴割合、無効と判断される割合その他の種々の結果には、個別の事案の性格に基づく影響が強く反映すると考えられるからである。

4 従って、現状における検証は、個別の事案の性質を考慮しつつ、知的財産高等裁判所を利用するユーザーへのアンケート等による調査、既済事件の事例分析などが必要であり、その上で、知的財産高等裁判所の司法制度としての評価及び知的財産権の正当な保護が充分であるか否かを評価すべきであると思料する次第である。

- 5 特許権が正当に保護されることが特許法制を維持する上では不可欠であるところ、仮に、特許権者が所在する地域間において、その保護の程度が実質的に異なることとすれば、それは不公平であって、是正される必要がある。懸念されるのは、東京、大阪以外の地域に所在する特許権者が、東京及び大阪に土地管轄が専属され、知的財産高等裁判所のみが控訴事件を取り扱うとされていることに関連した、訴訟提起、維持費用等のコスト負担増を原因に、正当な権利行使が阻害されているか否かである。コスト負担増をまかなえる大手企業の利用は可能であるとしても、中小企業や個人においてこのコスト負担増が正当な権利行使の障害になっているとすれば、専属管轄化の弊害と把握せざるを得なくなる。こうした懸念が妥当するのか否か、現時点で検証すべきであると思料する。
- 6 著作権法、不正競争防止法、種苗法の改正により、知的財産侵害に係る刑事罰を強化したところであるが、特許法などの産業財産権法、著作権法、不正競争防止法、種苗法等に基づく知的財産権の保護は、原則として民事訴訟手続きを通じて適正になされるべきである。当連合会はこの観点から、知的財産高等裁判所を中心とする知的財産権の保護のあり方が、司法制度としての知的財産権保護法制として万全であるのか否か、検証することを提言するものである。

現在、営業秘密に係る刑事的措置の見直しがなされ、営業秘密侵害罪の強化等が議論されているところであるが、営業秘密を含めた知的財産権の保護制度における刑事規制はきわめて悪質な侵害行為のみを対象とした例外的なものに限定されるべきであって、こうした重罰化によって知的財産権の全般的な保護を実質的に強化できるとは期待できないと言わざるを得ない。知的財産権の保護強化は、民事訴訟手続を中心とする民事司法的保護法制の充実によってこそなされるものであり、かかる充実が肝要である。

以上